

# 放射性物質が検出されたものの一時保管場所等の対応の考え方について (案)

## 1 一時保管場所の基本的な考え方について

- 市民サービスを安定的に提供していくため、発生量の大きい下水汚泥焼却灰等の一時保管を継続しているところであるが、現在の一時保管場所である第 1 保管場所（別紙位置図 参照）の保管容量の超過が見込まれる平成 24 年 2 月以降（予定）の対応を図るため、浮島一期埋立地内に新たに第 2 保管場所を確保する。
- 下水汚泥焼却灰等については、第 1 保管場所での一時保管を継続するとともに、今後は、第 2 保管場所において、海上輸送コンテナによる保管や、敷地境界からの適切な距離の確保など、安全対策を充分講じたうえで、一時保管を実施する。
- なお、保管容量の超過が見込まれる以後の対応については、処分に向けた取組の状況を踏まえながら、引き続き検討を進める。

## 2 当面のスケジュール（予定）

平成 24 年 1 月	第 2 保管場所の整備着手
平成 24 年 2 月以降	第 2 保管場所での保管を順次開始

# 放射性物質が検出された焼却灰等の一時保管場所の確保について（位置図）

